

各都道府県教育委員会教員免許事務主管課長 殿

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長

小幡 泰弘

教員免許状授与件数等調査及び教員免許制度の適切な運用について（依頼）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第54条第2項に基づき、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則等に規定された各種免許状授与に係る全国的な実態を把握するため、別紙のとおり調査を実施しますので、御協力をお願いします。

また、教員免許制度は、公教育を担う教員の資質の保持・向上とその証明を目的とする制度であり、学校教育制度の根幹をなす重要な制度の一つです。各都道府県教育委員会においては、広く学校関係者に対し教員免許制度についての理解を促すとともに、特別免許状や臨時免許状、免許外教科担任の取扱いについては、特に、以下の点に留意の上、適切に行うようお願いします。

1. 特別免許状について

特別免許状は、教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るために授与することができる免許状であり、教科に関する専門的な知識経験又は技能を有し、社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者に対し授与することができます。

文部科学省では、都道府県教育委員会による特別免許状の積極的な授与に資するとともに、特別免許状所有者による教育の質を担保するため、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」（平成26年6月19日）を策定しています。

しかし特別免許状の授与は特定の学校種、教科に偏っていることから、より一層の活用が進むよう当該指針を改訂しました（令和3年5月11日）。改訂の内容としては、

(1)教科に関する専門的な知識経験又は技能について、①学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において最低1学期間以上教科に関する授業に携わった経験があること、又は②教科に関する専門分野に関する勤務経験が3年以上あること、のみによることなく、博士号取得者や教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められるような者は特別免許状授与の基準の一部を満たすこととしました。

各都道府県教育委員会においては、当該指針を踏まえ、域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携し、引き続き特別免許状の積極的な活用を御検討ください。

2. 臨時免許状及び免許外教科担任について

臨時免許状は、「普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り」、授与することができる免許状です。臨時免許状が授与される背景には、各地域や学校の様々な事情があると考えられますが、臨時免許状の授与については、厳に当該免許状の趣

旨に則ったものに対して行うこととし、これまでも安易な授与は行わないようお願いしているところです。

一方で、「免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与について（通知）」（令和3年4月28日）において、有効な普通免許状を有する者を合理的な範囲の努力により採用することができない場合に、免許状更新講習を修了していない未更新者に対して臨時免許状の授与を行うことは妨げられるものではないことを示しているところですので、十分に御留意願います。

また、現在、臨時免許状の授与を受けている者が、特別免許状の授与要件を満たす場合には、積極的に特別免許状の授与を御検討ください。

免許外教科担任についても、臨時免許状と同様に、「ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認めるとき」に許可することができることとなっておりますので、当該趣旨に鑑み、安易な許可は行わないようお願いします。

やむを得ず臨時免許状の授与や免許外教科担任の許可を行う場合においても、遠隔授業その他のICTの活用や巡回指導などを通じて、当該教科の免許状を有する教員や指導主事等による支援、授業準備の時間の確保などを通じて、教育の質の向上や教員の負担軽減を図るよう努めてください。

なお、文部科学省では平成30年9月18日にまとめられた「免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議報告書」を踏まえ、「免許外教科担任の許可等に関する指針」（平成30年10月5日）を策定しておりますので、各都道府県教育委員会における運用にあたって御確認ください。

【参考URL】

- 教員免許状に関する調査
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1342202.htm
- 教員免許制度の概要
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339300.htm
- 特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」の改訂について（通知）
https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_kyoikujinzai02-000014888_3.pdf
- 免許外教科担任制度の在り方に関する調査研究協力者会議 報告書
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/136/houkoku/1409410.htm
- 免許外教科担任の許可等に関する指針
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1410441.htm
- 未返納教員免許状一覧
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1342205.htm

（本件担当）

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課教員免許企画室 免許係
Tel：03-5253-4111（内線 3969）
Fax：03-6734-3742